

国土交通省の取組

中心市街地共同住宅供給事業

※優良建築物等整備事業(市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ)による支援

事業概要

「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、中心市街地における優良な共同住宅供給を支援することによって、街なか居住の推進を図り、中心市街地の活性化に寄与する。

主な事業要件

- ・ 内閣総理大臣により認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内で行われる中心市街地共同住宅供給事業(法定事業)
- ・ 優良な住宅を10戸以上供給(延べ床面積の1/2以上が住宅)

対象地域

- ・ 中心市街地活性化基本計画の区域内

敷地及び建築物の基準

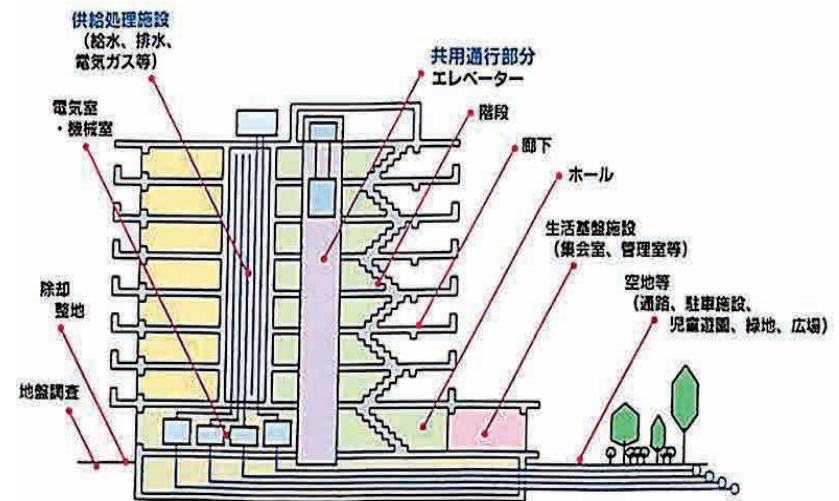
- ・ 敷地面積が概ね500㎡以上
- ・ 地上3階以上で、耐火建築物または準耐火建築物であること
- ・ 共用通行部分で交付対象となるものは、高齢者等の通行に支障が生じないようにバリアフリー化等がなされていること
- ・ 建ぺい率に応じた一定以上の空地が確保されていること
- ・ 敷地が原則として幅員6m以上の道路に4m以上接すること

施行者

地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者 等

補助対象費用

- ①調査設計計画
(基本構想作成、事業計画作成、地盤調査、建築設計)
- ②土地整備
(建築物除却等費、補償費)
- ③共同施設整備
(空地等の整備、供給処理施設、共用通行部分整備費等)



補助率

補助対象に対して国1/3、地方1/3、民間1/3
 (長期優良住宅の整備を含む場合は、
 国:2/5、地方:2/5、民間:1/5)

用地先行取得資金(中心市街地活性化促進用地)の概要

【概要】
 再開発事業等の面整備事業の種地を地方公共団体が取得する場合等に必要な資金を国が長期・低利で貸し付ける。
 (都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第1項第2号、第2項第2号)

【貸付対象等】

<中心市街地活性化促進用地分>

①貸付対象者 地方公共団体、中心市街地整備推進機構（地方公共団体経由で貸付け）

②対象地域 ・人口10万以上の都市
 ・地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に規定する地方拠点都市地域の中心となる都市（都市施設用地と同じ都市）の既に市街地を形成している区域

③対象区域
 中心市街地整備基本計画に定める認定中心市街地の区域で次の要件に該当するもの

- a. 区域の面積が3ha以上であること
- b. 区域の大部分が昭和35年において人口集中地区の区域内にあること
- c. 基本計画策定時までの20年間の人口の減少率が20%以上であること
- d. 基本計画策定時の65歳以上の人口の割合が16%以上であること
- e. 最近10年間に小売業の店舗数及び販売額が減少していること

④対象用地
 認定中心市街地の区域内で、次のいずれかの区域内の土地

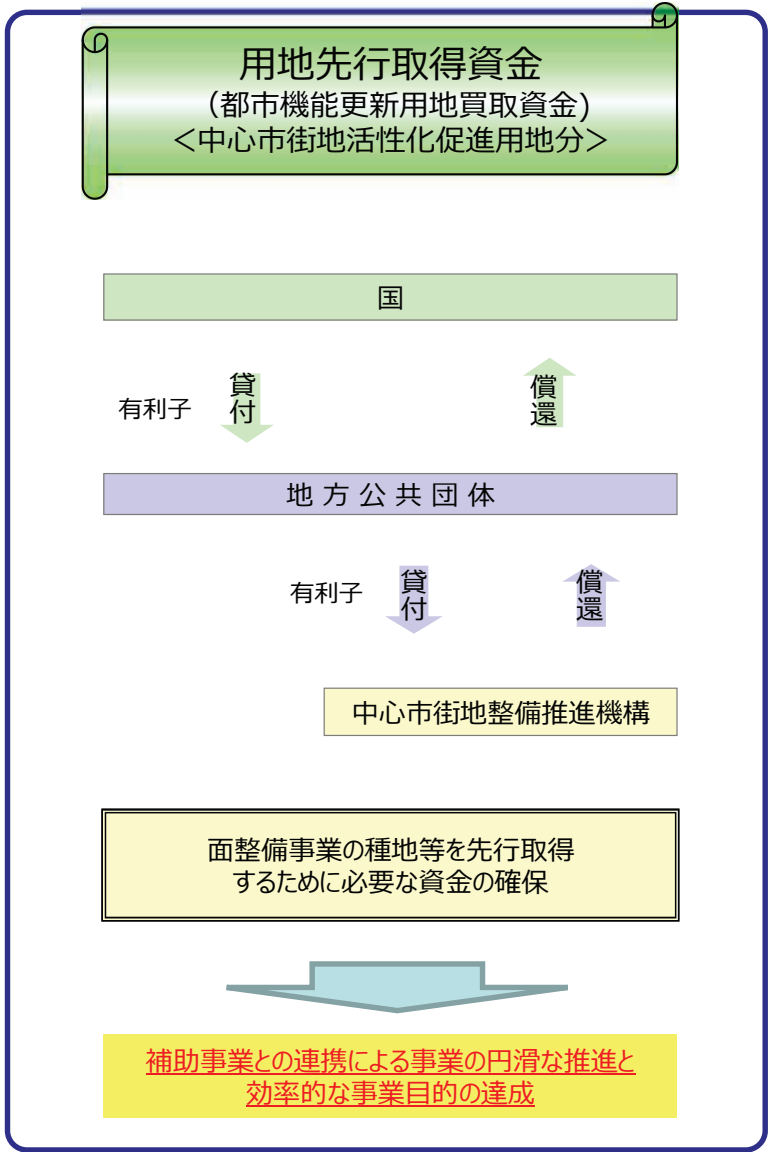
- a. 高度利用地区の区域、都市再生特別地区の区域、地区計画の区域、2号地区の区域、2項地区の区域
- b. 都市計画に定められた土地区画整理事業の施行区域で当該区域の大部分が商業地域内にあるもの

⑤買取り予定面積
 ・買取りを予定する土地の面積の概ね1/2以上が一定の公共公益施設に供されるもの
 ・買取りを予定する土地の面積の合計が概ね1ha以上であること

このほか、用地先行取得資金は、一般分、都市構造再編促進用地分及び被災市街地復興推進用地分がある。

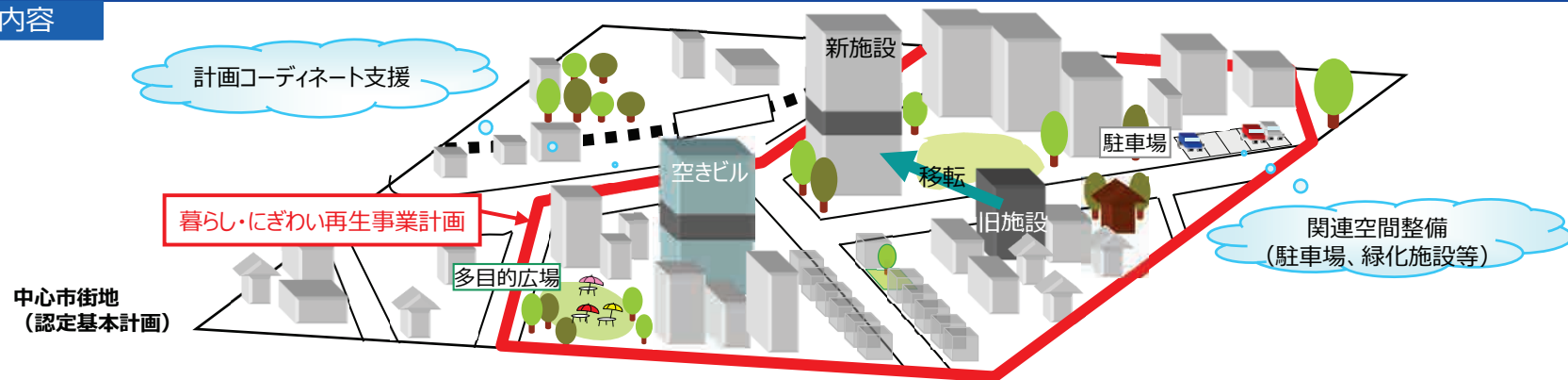
【貸付条件】

- 利率 2.0% [令和8年2月時点]
- 償還期間 10年以内（4年以内） [各種共通] （カッコ内は据置期間）
- 償還方法 元金均等半年賦償還 ●融資率 100%



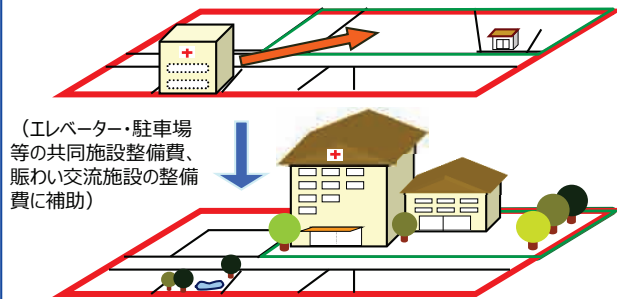
中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る。

補助内容



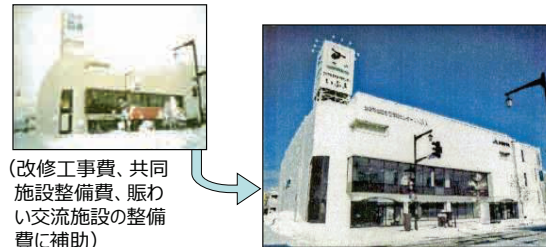
都市機能まちなか立地支援

公共公益施設の整備に対し、補助



空きビル再生支援

空きビル等の公共公益施設・集客施設への改修に対し、補助



賑わい空間施設整備

多目的広場等の公開空地の整備に対し、補助

(整備イメージ)



施行区域

三大都市圏の指定市及び特別区を除く区域であること

対象施設

- ① 認定基本計画への位置付け
- ② 地階を除く階数が原則として3階以上※1 ※2 ※3
- ③ 耐火建築物等又は準耐火建築物等※1 ※2 ※3
- ④ 地区面積（敷地面積及び当該敷地に接する道路の面積の1/2の合計）が1,000㎡以上等を満たすものであること※2 ※3

施行者

地方公共団体
都市再生機構
中心市街地活性化協議会
民間事業者等

国費率

1/3
公益施設の割合が高い（1/10以上）等の一定の要件を満たす場合は、2/5

※1 三大都市圏及び政令指定都市を除く地域では、②の要件を適用せず、③の要件は、空地の整備等により周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされることをもって足りる。
 ※2 複数の小規模な暮らし・にぎわい再生事業を連鎖的に実施する場合であって、各施設の地区面積の合計が概ね1,500㎡以上等の要件を満たす場合は、②～④の要件を適用しない。
 ※3 三大都市圏及び指定市を除き、かつ、人口20万人以下の市町村の地域において敷地面積が1,000㎡未満等の要件を満たす公益施設（公民館、情報センター、イベントスペース）を整備する場合、②、④の要件は適用せず、③の要件は、空地の整備等により周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされることをもって足りる。

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金(河川事業)

(1) 広域河川改修事業

指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事であって、水系、大支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業に限定し、また重点整備箇所を設けて整備を実施するものに支援を実施。

(補助対象・事業イメージ、事例等)

(目的)

広域河川改修事業は、河川改修事業の実施において、水系、大支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業において限定し、また重点整備箇所を設けて整備を進めることにより、効果的かつ効率的な整備を図ることを目的とする。

補助率

一級河川 1/2(大規模 5.5/10、北海道 2/3)
 二級河川 1/2(北海道 5.5/10、沖縄 9/10、離島1/2、奄美6/10)

くろせ

黒瀬川 (富山県)

整備前



整備後



社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金(河川事業)

(8) 流域貯留浸透事業

一級河川、二級河川の流域内において、近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、流域における貯留・浸透機能を計画的に確保するため貯留浸透施設の設置を実施する事業に支援を実施。

(補助対象・事業イメージ、事例等)

(目的)

流域貯留浸透事業は、近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、地方公共団体が主体となり流域対策を実施し総合的な治水対策を推進することを目的とする。

補助率 1/3

(民間企業等が施行する場合は、事業費の1/3を上限とし、地方公共団体が助成する額の1/2)

学校の校庭を利用した流域貯留施設 (神奈川県横浜市)



施設整備状況



整備後

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金(河川事業)

(10) 土地利用一体型水防災事業

指定区間内の一級河川又は二級河川において、土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備する場合に比して効率的かつ効果的である場合において、輪中堤の築造や宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備等を実施する事業に支援を実施。

(補助対象・事業イメージ、事例等)

補助率 1/2

(目的)

土地利用一体型水防災事業は、土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備する場合に比して効率的かつ効果的である場合において、一部区域の氾濫を許容することを前提とし、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備等を実施することで住家を洪水による氾濫から防御すること等により、より効率的かつ効果的な治水対策を推進し、もって安全で豊かな地域づくりに資することを目的とする。

なお、氾濫を許容する区域については、新たな住家が立地しないように条例等で一定の規制をかけることにより、洪水に対する安全性を確保する。

イメージ



家屋の移転が必要となるなど完成までには多大な費用と期間が必要です。



輪中堤や宅地嵩上げを効率的に短期間で実施することにより、家屋の浸水被害を解消します。



宅地嵩上整備事例 宮崎県延岡市



輪中堤整備事例 宮崎県延岡市

社会資本整備総合交付金(統合河川環境整備事業)

良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1)汚濁の著しい河川の水質改善、(2)魚類の遡上・降下環境の改善、(3)自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、(4)河川環境教育の場として又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業

(交付対象、事業イメージ・事例)

- 交付対象：都道府県知事又は指定都市の長又は市区町村長が実施する河川工事
 - ※自然再生事業、都市・地域再生等利用区域の指定が計画されていない水辺整備事業は、総事業費3億円以上の場合のみ
- 国費率：1/3等

水質改善

汚泥の浚渫や覆砂、植生帯整備等



植生帯整備による水質改善 (印旛沼 (千葉県))

自然再生

トキの餌場となりうる湿地の創出等



湿地の整備
(国府川 (新潟県))

魚道等の整備

遡上阻害となっている落差工の改善等



切り欠き部を有する
落差工
(矢田川 (愛知県))

水辺整備

サイクリング等でも利用できる管理用通路や川に近づける親水護岸の整備等



親水施設の整備
(水門川 (岐阜県))



親水施設の整備
(大岡川 (神奈川県))

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

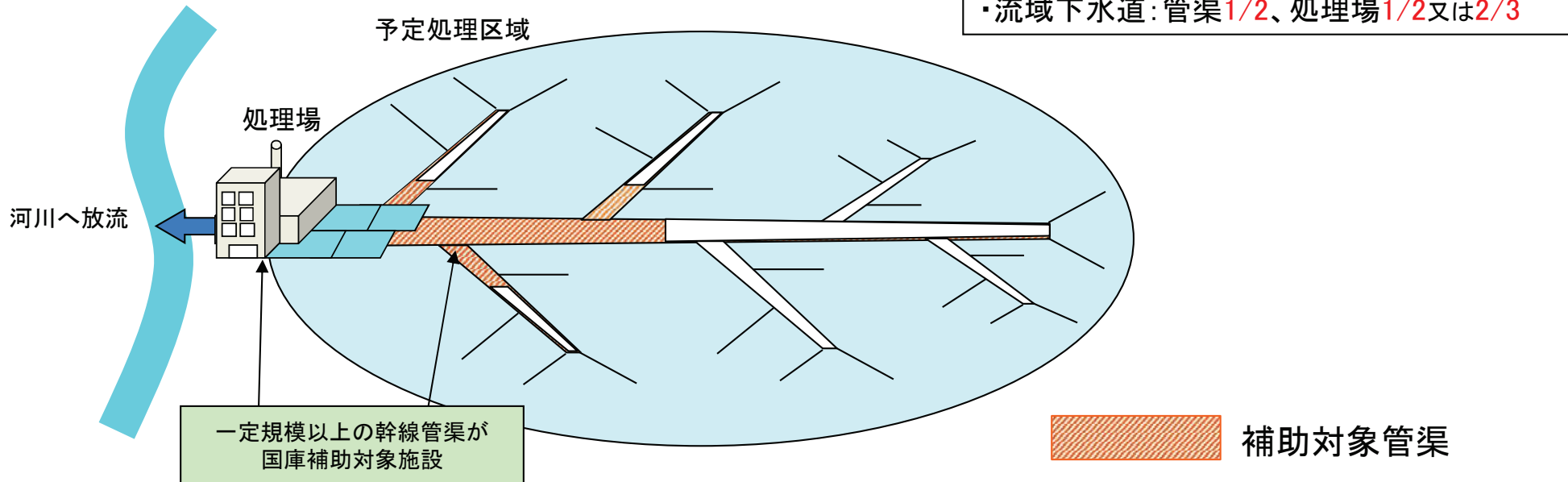
国土交通省治水課

| |
|---|
| 【支援措置名】 社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業） 防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業） |
| 【支援措置区分】 （２）②認定と連携した重点的な支援措置 |
| 【概要】 中心市街地における快適な居住環境を創出し、良好な住宅・宅地の整備・保全を図り、又は大規模地震等の発生により既存住宅・宅地に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図るため、治水施設等の整備を行う事業を支援する。 |
| 【近年の取組状況】 該当なし |
| 【備考】 |

通常の下水道事業

- 公共下水道の補助対象は、下水道法施行令において「主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する費用」と規定
- 主要な管渠の範囲は、市町村の規模ごとに、雨水に係る管渠の場合、その口径と受け持つ下水排除面積の大きさ、汚水に係る管渠の場合、その口径と下水排除量の大きさに基づいて設定（告示により具体的な範囲を決定。）。
- 告示の「別表」においては、合流式、分流汚水、分流雨水ごとに、市町村の規模に応じて、主要な管渠の範囲を設定（都市の規模が小さくなるほど補助対象範囲が広くなるように設定。）。

補助対象範囲のイメージ

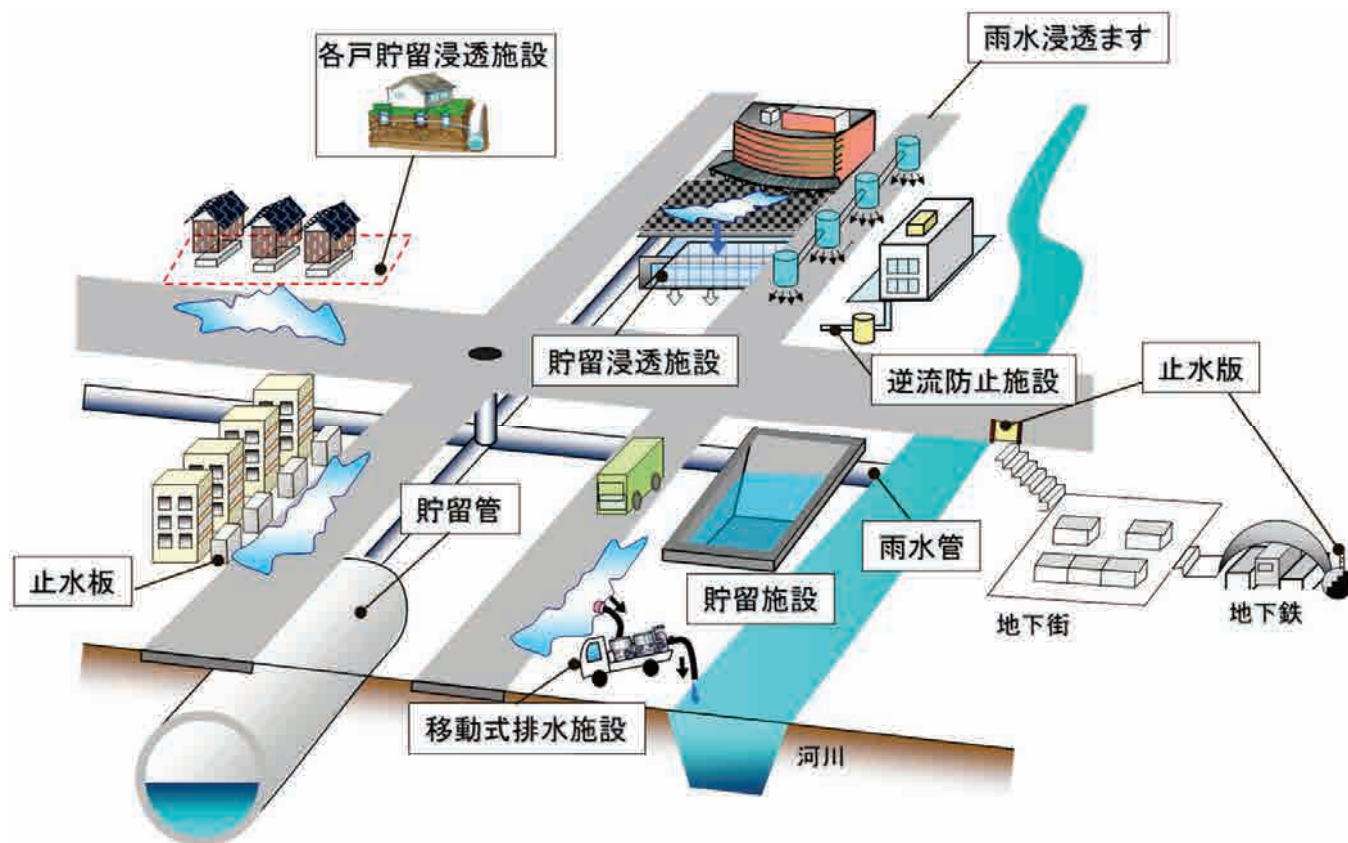


下水道浸水被害軽減総合事業(1)

- 浸水被害の最小化を図るため、貯留浸透施設等のハード対策に加え、関係住民等による自助の取組及び効率的に自助の取組を導くためのソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を推進するための事業制度(令和元年に効率的雨水管理支援事業と統合)

交付対象事業(浸水被害軽減型)

- ① 一定規模以上の下水排除面積を有する貯留浸透・排水施設(ただし、特定都市河川流域については下水排除面積によらない)
- ② 下水道工事の路面復旧における透水性舗装
- ③ 移動式排水施設
- ④ 樋門等操作の自動化・無動力化・遠隔化
- ⑤ ポンプ施設の耐水化
- ⑥ 雨水の貯留浸透機能を有する下水道施設
- ⑦ 雨水の流出抑制を図るために改造する浄化槽、雨水貯留浸透施設及び附帯の配管
- ⑧ 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設

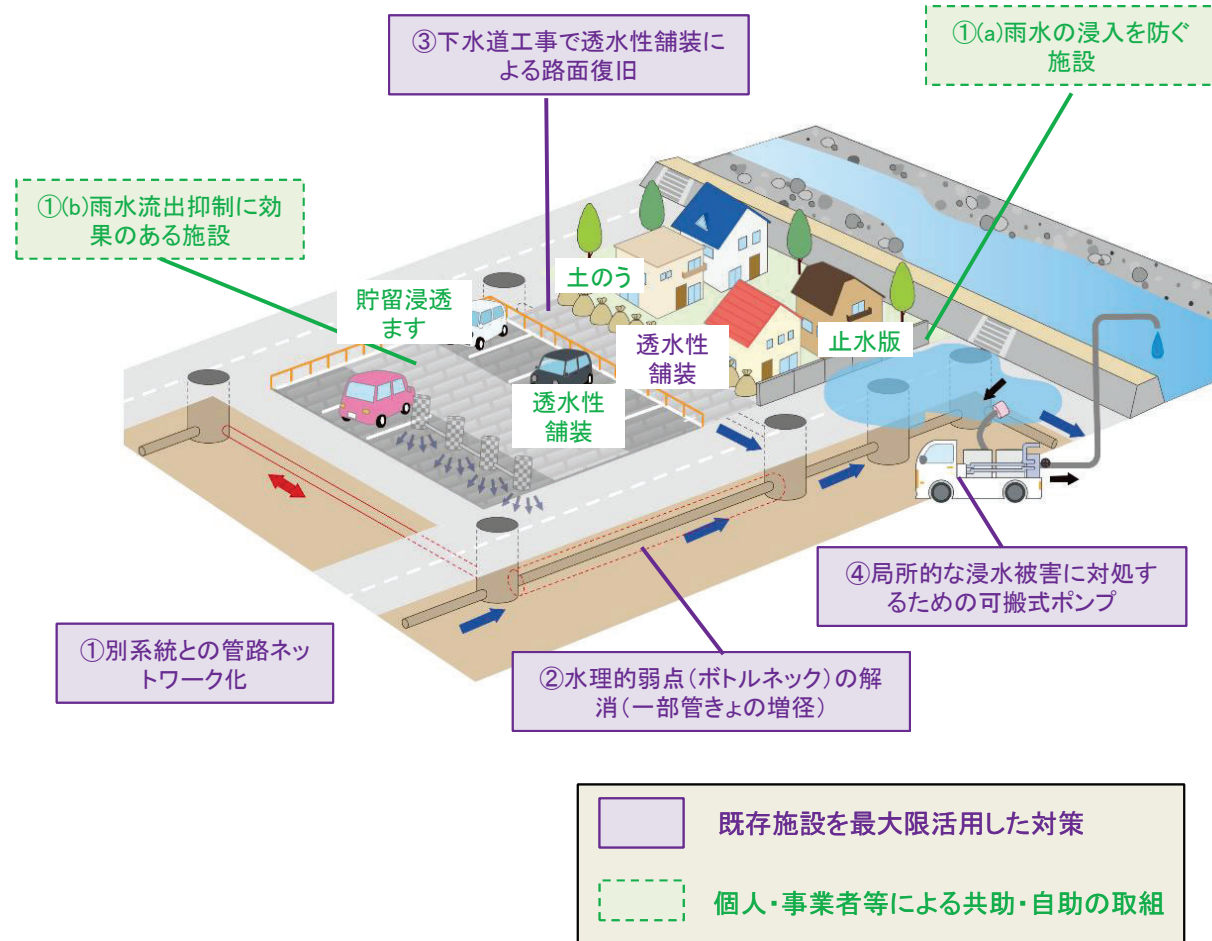


下水道浸水被害軽減総合事業(浸水被害軽減型)のイメージ

下水道浸水被害軽減総合事業(2)

交付対象事業(効率的雨水管理支援型)

- (1) 下水道浸水被害軽減総合計画(効率的雨水管理支援型)の策定
- (2) 既存施設を最大限活用した下水道整備
 - ① ネットワーク化に必要な施設
 - ② ボトルネック解消に必要な施設
 - ③ 下水道工事の路面復旧における透水性舗装
 - ④ 局所的な浸水被害に対処するための移動式排水施設
- (3) 個人・事業者等による共助・自助の取組支援
 - ① 地方公共団体が助成する、個人・事業者等が設置する以下の施設
 - (a) 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設
 - (b) 駐車場等の透水性舗装、貯留浸透ます、貯留槽及び附帯の配管(浄化槽の改造を含む)等の雨水流出抑制に効果のある施設



下水道浸水被害軽減総合事業(効率的雨水管理支援型)のイメージ

留意事項

- (2)及び(3)の交付対象事業については、下水道浸水被害軽減計画に基づき削減された費用の範囲内に限る

下水道総合地震対策事業

- 終末処理場など下水道システムの「急所」となる施設や、災害拠点病院、などの重要施設に接続する下水道管路について、水道と一体的に耐震化すること等によって、震災時にも下水道の機能を確保する事業制度

交付対象事業

以下に該当する事業及び施設等。

※令和6年度までに策定済みである「下水道総合地震対策計画」に基づく事業は計画期間内に限り交付対象

① 下水道システムの「急所」施設や重要施設に接続する管路・ポンプ場の耐震化事業

- ・「上下水道耐震化計画」に位置付けた、避難所等の重要施設に接続するポンプ施設及び管路
- ・「上下水道耐震化計画」に位置付けた、下水道システムの「急所」となる施設

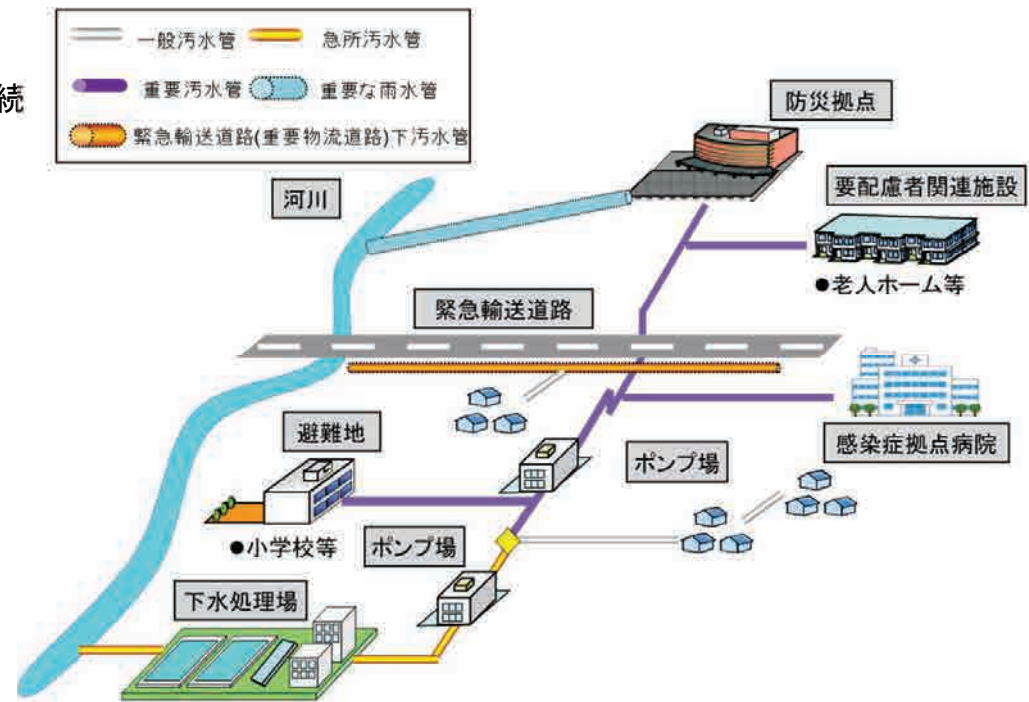
② 被害による二次被害の影響が特に大きな管路等の耐震化事業

- ・緊急輸送路及び重要物流道路の下に埋設されている管路
- ・一定規模以上の貯留・排水施設 等

③ 離島・半島など条件不利地域における下水処理場の防災拠点化

- ・備蓄倉庫、受水槽、会議室、シャワー施設、トイレカー、マンホールトイレの整備

④ マンホールトイレシステム



備考

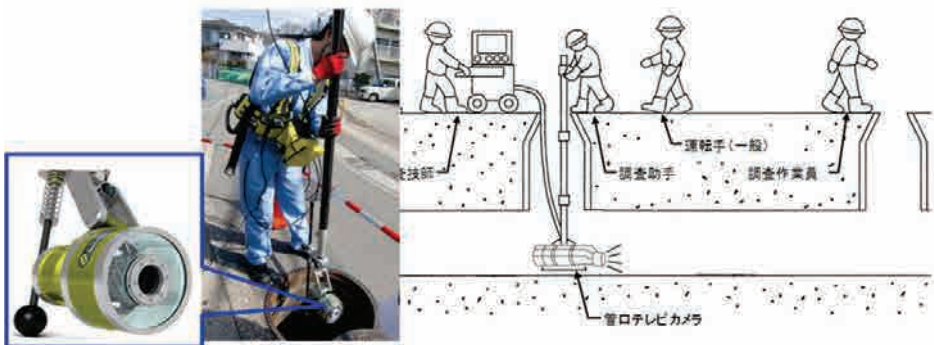
- 令和7年度より、地域要件を撤廃
- 現行の交付対象から外れる施設は次の通り
 - ・地域防災計画に位置付けられた避難路の下、道路法に基づく重要物流道路の代替・補完路の下、軌道の下、河川の下に埋設されている管渠
 - ・水管橋
 - ・都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域内の管渠及び当該地域と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業 (急所施設、重要施設に接続する管渠は引き続き補助対象)

下水道ストックマネジメント支援制度

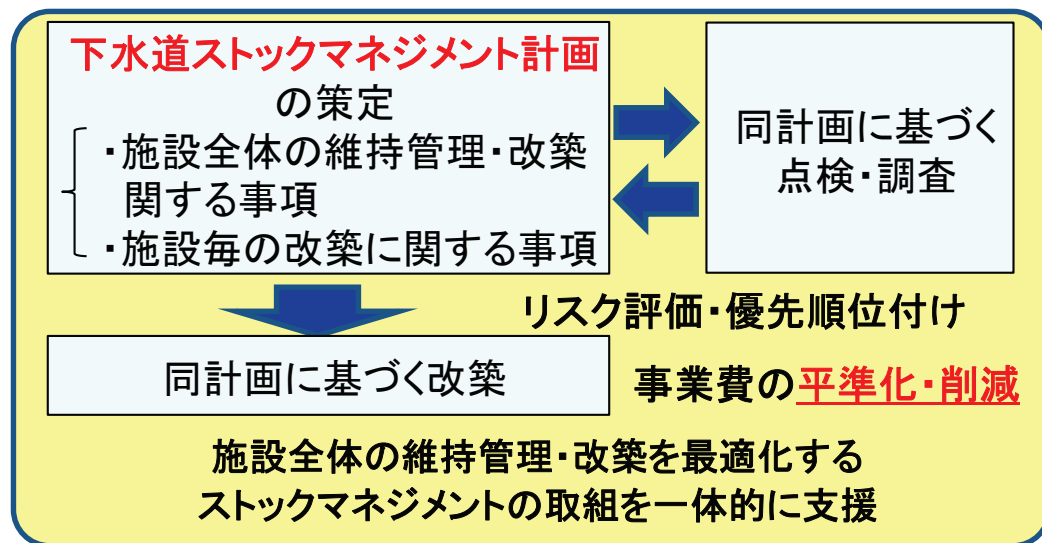
- 下水道施設全体を一体的に捉え、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図ることを目的とした事業制度

交付対象事業

- ① 施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び本結果に基づく「下水道ストックマネジメント計画」の策定
- ② 「下水道ストックマネジメント計画」に基づく計画的な改築
- ③ 下水道管路の全国特別重点調査で「緊急度 I」と判定された管路の改築



計画的な点検・調査



下水道ストックマネジメント支援制度のイメージ



計画的な改築・更新(管路の更生工法)

留意事項

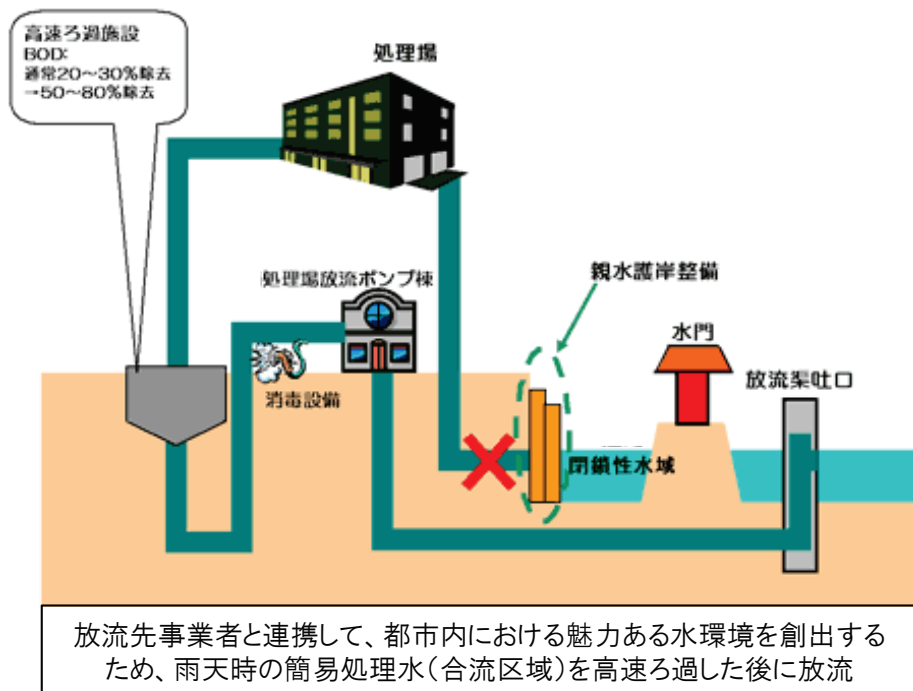
- 平成28年度より、施設の改築に対する支援は基本的に「下水道ストックマネジメント計画」に基づくものに限定

都市水環境整備下水道事業

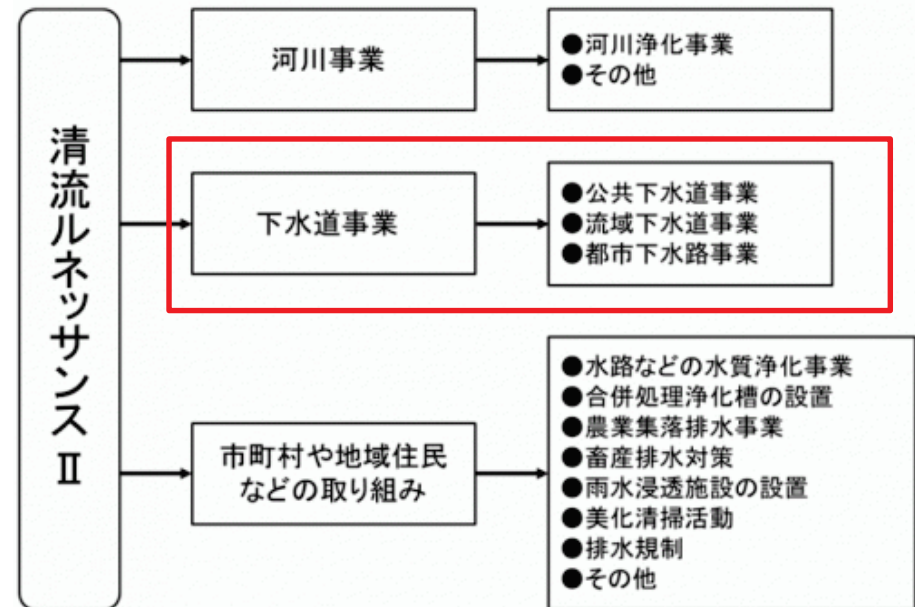
- 都市において、水に関する環境が大きなウェイトを占めている点に着目し、下水道事業と河川事業との連携により、良好な都市水環境の総合的な整備を図るための事業制度

交付対象事業

- ① 新世代下水道支援事業制度に定める水環境創造事業
- ② 清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業
- ③ 上記①及び②と一体的に実施される下水道事業



新世代下水道支援事業制度水環境創造事業における例



清流ルネッサンスⅡの計画への位置づけ

下水道施設リダンダンシー確保推進事業

- 事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路(重要管路)のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易でない管路の複線化等のリダンダンシーの取組を支援

交付対象事業

- 重要管路のうち、修繕・改築や災害・事故時の迅速な対応が容易ではない管路※
における以下のリダンダンシー確保の取組

※管内水位が高く更生工事が困難な管路

①計画策定

「下水道管路リダンダンシー確保計画」の策定

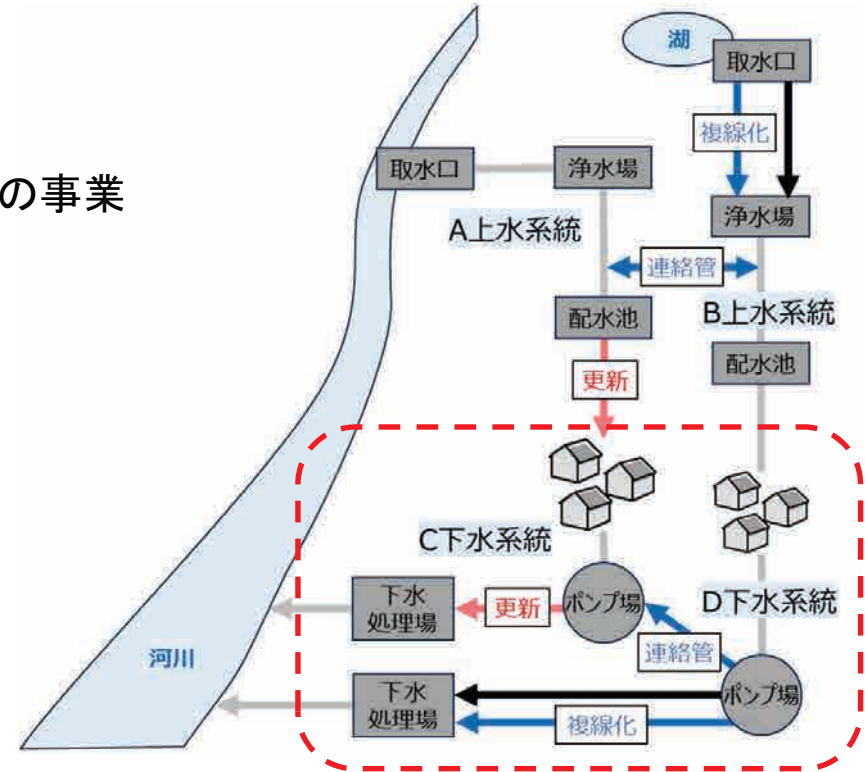
②「下水道管路リダンダンシー確保計画」に位置づけられた

下水道管路のリダンダンシー確保のために実施する以下の事業

- (ア) 管路の複線化
- (イ) 連絡管の整備
- (ウ) その他、処理区の分割などの水位低減対策

重要管路とは、以下にいずれかに該当する管路

- ・ 内径2,000mm以上の管渠
- ・ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた **緊急輸送道路**の下に埋設されている管渠
- ・ 道路法に基づく**重要物流道路**の下に埋設されている管渠
- ・ **軌道の下**に埋設されている管渠
- ・ **河川を横断**する管路



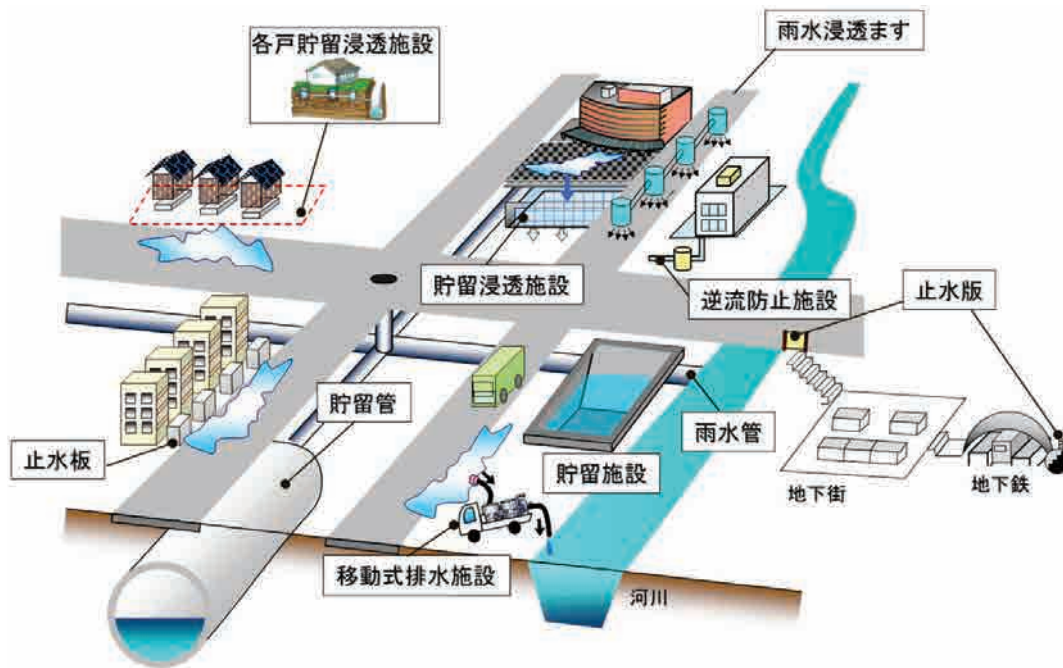
上下水道のリダンダンシー確保のイメージ図
(赤点線枠内は下水道分野の取組)

下水道床上浸水対策事業

- 駅の周辺地区に代表される浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区で、大規模な床上浸水被害が発生した地区等の浸水被害の防止・軽減を図るため、下水道による浸水対策を計画的・集中的に実施する個別補助制度

補助対象範囲

- 社会資本整備総合交付金の「下水道浸水被害軽減総合事業」の基幹事業と同様（雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備 など）



下水道床上浸水対策事業の対策イメージ

採択要件等

- 駅周辺地区に代表される都市機能が集積する地区で、過去概ね10年間で床上浸水被害が発生した実績があり、以下のいずれかに該当する地区
 - ・過去概ね10年間に、延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が延べ200戸以上発生した地区
 - ・内水浸水シミュレーションにより、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区
- 事業期間が概ね5年以内

事業間連携下水道事業

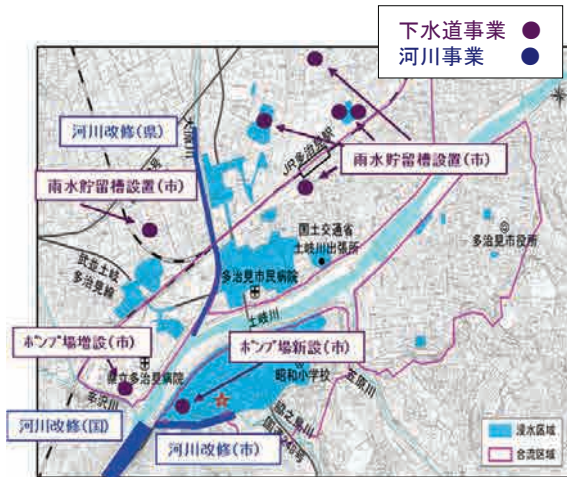
- 内水浸水の実績がある地区、内水浸水による重要施設の被害が想定される地区の浸水被害の防止・軽減を図るため、河川事業と一体的に行う下水道による浸水対策を計画的・集中的に実施する個別補助制度

補助対象範囲

- 社会資本整備総合交付金の「下水道浸水被害軽減総合事業」の基幹事業と同様（雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備 など）

(概要)

- ・浸水対策として雨水貯留施設やポンプ場等の整備を実施するとともに、受け皿となる河川の改修を実施。ハザードマップ作成等のソフト対策も実施



事業間連携下水道事業の対策イメージ(庄内川水系土岐川での連携事例)

採択要件等

- 河川事業と連携しながら浸水対策を行うもので、以下のいずれかを含む地区を対象
 - ・過去概ね10年間に、延べ浸水被害戸数が25戸以上発生した地区
 - ・要配慮者利用施設、官公庁舎等の重要施設が浸水する恐れがある地区
- 事業期間が概ね5年以内

留意事項

- 連携する事業主体との協議は、連携する事業主体のうち合計の事業規模が最も大きな事業主体が発議して行うことを基本
- 100mm/h安心プラン登録地域では、100mm/h安心プランを事業間連携計画の代わりとすることが可能

大規模雨水処理施設整備事業

- 計画的な施設整備や適切な機能確保を図るため、雨水処理を担う大規模な下水道施設の設置又は改築事業を計画的・集中的に支援する個別補助制度

補助対象範囲

- 雨水処理を担う下水道施設であって、社会資本整備総合交付金の基幹事業のうち、「通常の下水道事業」「下水道浸水被害軽減総合事業」「都市水害対策共同事業」「下水道総合地震対策事業」のいずれかに該当するもの
(雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備 など)



雨水ポンプ場の整備



雨水貯留管の整備

大規模雨水処理施設整備事業の対策イメージ

採択要件等

- 雨水処理を担う下水道施設の設置又は改築事業であり、以下の要件を満たすもの
 - ・事業期間が概ね10年以内
 - ・総事業費が5億円以上

留意事項

- 下水道床上浸水対策事業又は事業間連携下水道事業の採択要件に合致する場合は、当該制度により実施することが原則(ただし、事業の性質上、下水道床上浸水対策事業又は事業間連携下水道事業により実施することが適当でない事業については、その限りではない)

下水道脱炭素化推進事業

- 温室効果ガス削減効果の高い先進的な創エネルギー、一酸化二窒素(N_2O)削減事業を、集中的・優先的に支援する個別補助制度

補助対象範囲

- 下水汚泥を有効利用した創エネルギー施設の整備事業、または、下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素(N_2O)の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却施設への改築事業

採択要件等

- 上記の事業であって、以下の要件を満たすもの
 - ・事業期間が概ね5年以内
 - ・総事業費が5億円以上

<参考>

地球温暖化対策計画(2021年10月22日閣議決定)
下水道分野の温室効果ガス排出量削減目標

2030年度:208万t- CO_2 (2013年度比)

汚泥消化・バイオガス発電



固形燃料化

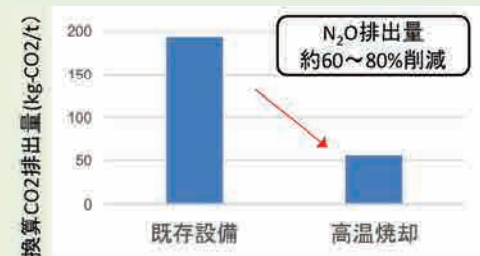
創エネ事業



汚泥焼却の高度化



一酸化二窒素対策



N₂O排出量削減イメージ

下水道脱炭素化推進事業のイメージ

下水汚泥肥料化推進事業

- 自治体が下水汚泥資源を肥料化するための施設整備(コンポスト化施設やリン回収施設等)に対して集中的に支援するための個別補助制度

補助対象範囲

- (1) 地方公共団体が事業計画に基づき整備する下水汚泥の肥料利用化施設の整備
- (2) (1)と一体的に下水道事業の事業効果を高めるために民間事業者等が整備する施設

※自治体が経費の一部を助成する場合、民間事業者が実施する肥料化の関連設備(ペレット化、成分調整等)について間接補助。



コンポスト化施設 (佐賀市)



リン回収施設



肥料ペレット

下水汚泥肥料利用化施設のイメージ

補助対象事業者

- 下水道事業を実施する地方公共団体

下水道広域連携推進事業

- 人口減少下においても必要な上下水道サービスを維持していくため、2以上の自治体による汚水処理人口10万人以上の事業運営の一体化の取組を支援するための個別補助制度

交付対象事業

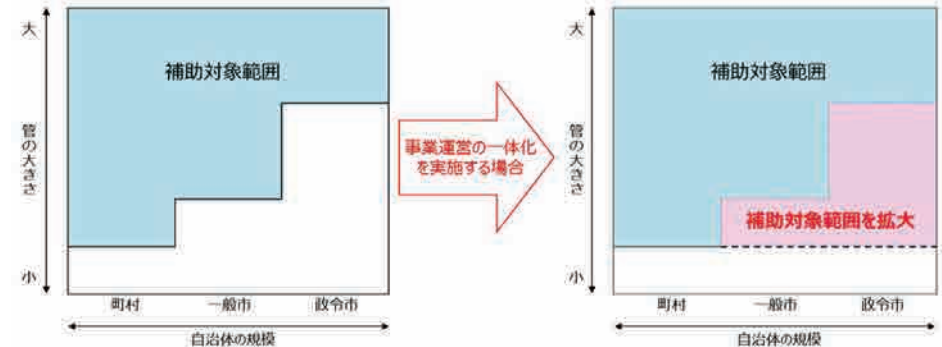
- 複数自治体による一定規模以上の事業統合又は経営の一体化（事業運営の一体化）を推進する事業
- ① 複数自治体による事業運営の一体化に係る計画の策定等
 - ② 複数自治体による事業運営の一体化の開始又は開始後の運営基盤強化に必要な下水道施設等の整備事業
 - ③ 本事業による下水道施設の統廃合に伴い廃止する下水道施設の撤去



事業運営の一体化と施設の最適配置（イメージ）

②、③について

通常は自治体規模が大きくなるほど管渠の補助対象範囲が狭くなるため、事業運営の一体化対象自治体のうち最も規模の小さい自治体の補助対象範囲を適用。



管渠の補助対象範囲（イメージ）

留意事項

- 本事業の対象は、令和8年度以降に開始する複数自治体による事業運営の一体化であり、以下の①～④いずれにも該当する事業であること。なお、本事業は令和22年度までの時限事業とする。
- ① 市町村域を越えて2以上の自治体で実施する事業運営の一体化であること。
 - ② 事業運営の一体化を行う区域における計画汚水処理人口が原則10万人以上であること。ただし、現在汚水処理人口が1万人未満の下水道事業を含む場合は、事業運営の一体化を行う区域における計画汚水処理人口が原則5万人以上であること。
 - ③ 補助事業開始後5年以内に複数自治体による事業運営の一体化を実現すること。
 - ④ 全体計画は原則10年間であること

下水道基幹施設耐震化事業

- 機能が失われると広範囲かつ長期的に影響が及ぶシステムの急所となる基幹施設の耐震化を推進するため、集中的・計画的に支援するための事業制度

補助対象事業

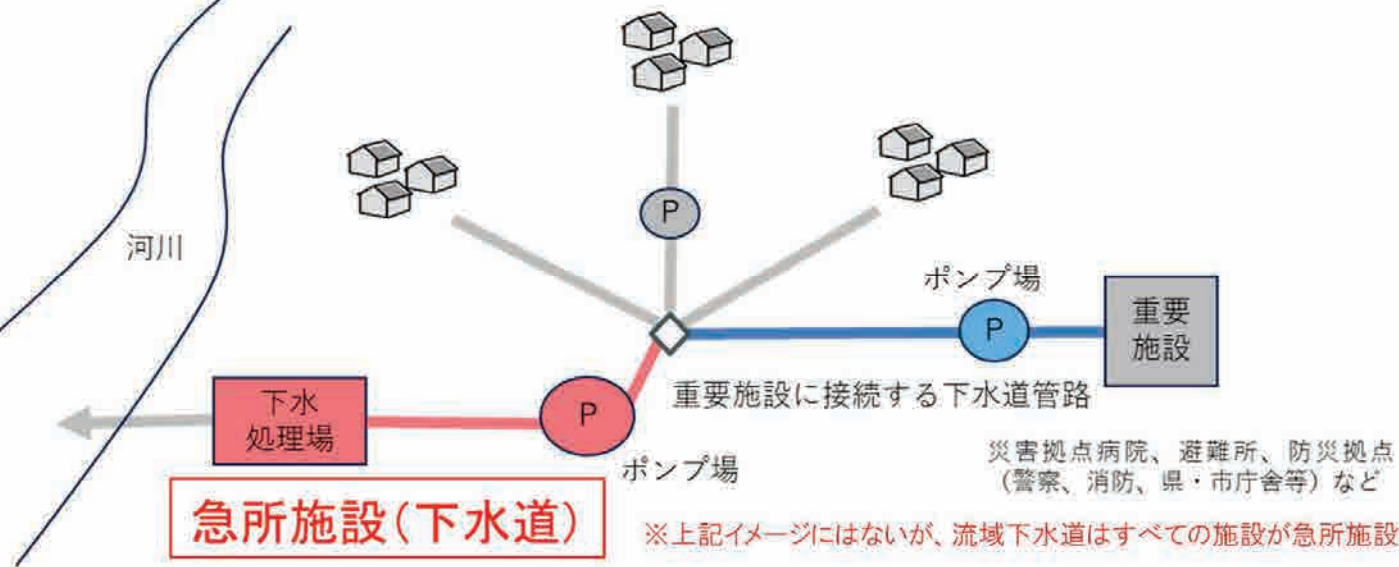
- 地方公共団体が実施する、「上下水道耐震化計画」に位置付けた下水道システムの急所施設の耐震化事業
- ※「下水道システムの急所施設」とは、終末処理場(揚水・沈殿・消毒の確保に必要な施設)、終末処理場直前の合流地点以降のポンプ施設及び管路、流域下水道のポンプ施設及び管路をいう。

採択要件等

- (ア) 事業完了までに要する期間が概ね5年以内であること
- (イ) 全体事業費が5億円以上であること

※事業評価、費用便益費の算出は不要

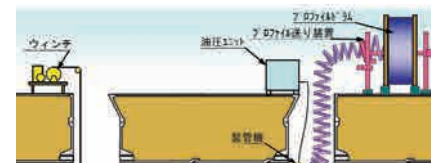
下水道システムの急所施設のイメージ



下水道基幹施設耐震化事業の対策イメージ



RC断面増厚工法による躯体の補強



管更生工法

重要下水道管路更新事業

- 大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路(重要管路)の更新の取組を支援

交付対象事業

- 下水道管路の全国特別重点調査*1で「緊急度Ⅰ」と判定された管路の改築※

*1 調査対象は、設置から30年以上経過した口径2m以上の管路

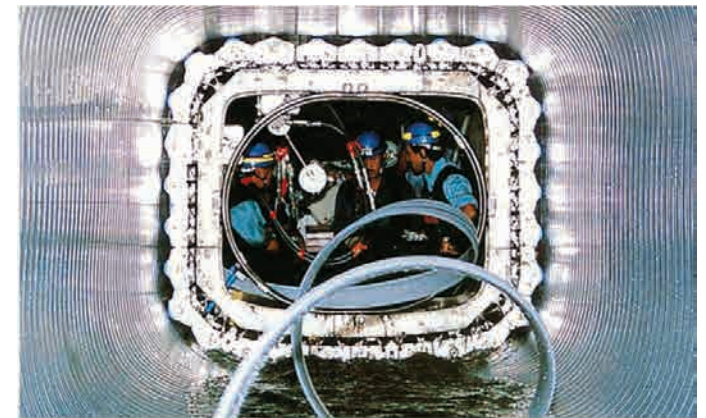
*2 従来の制度では、自治体規模と口径によっては補助対象外となる管路がある

- 以下のいずれかに該当する下水道管路の改築事業

- ・ 内径2,000mm以上の管渠
- ・ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた 緊急輸送道路の下に埋設されている管渠
- ・ 道路法に基づく重要物流道路の下に埋設されている管渠
- ・ 軌道の下に埋設されている管渠
- ・ 河川を横断する管路



全国特別重点調査での緊急度Ⅰの例



下水道管路の更新イメージ

下水道施設リダンダンシー強化事業

- 事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路(重要管路)のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易でない管路の複線化等のリダンダンシーの取組を支援

同様のメニューを交付金事業でも支援

交付対象事業

- 重要管路のうち、修繕・改築や災害・事故時の迅速な対応が容易ではない管路※
における以下のリダンダンシー確保の取組

※管内水位が高く更生工事が困難な管路

①計画策定

「下水道管路リダンダンシー確保計画」の策定

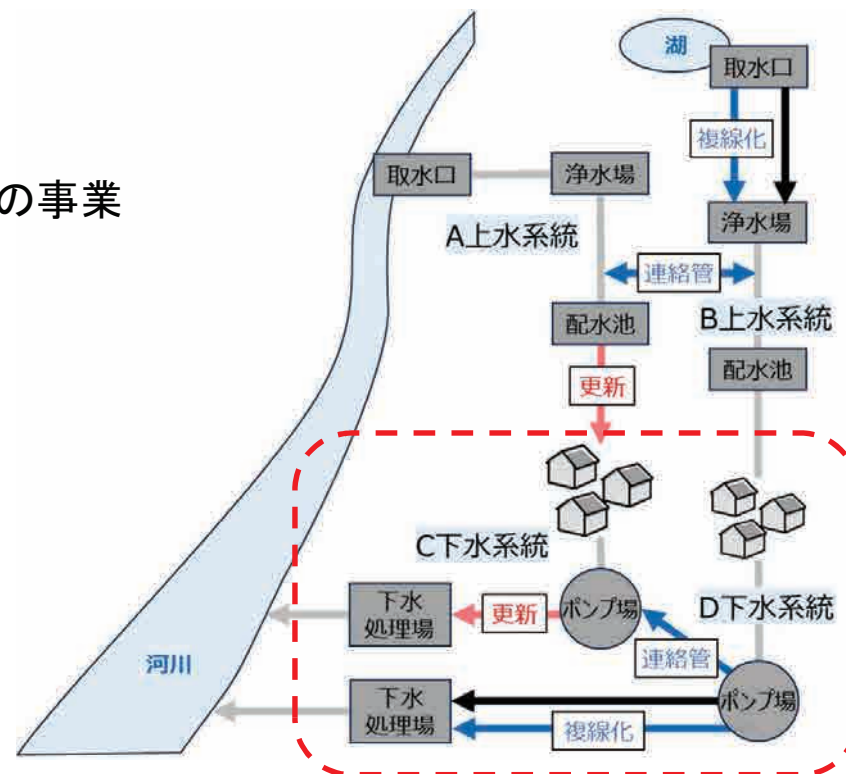
②「下水道管路リダンダンシー確保計画」に位置づけられた

下水道管路のリダンダンシー確保のために実施する以下の事業

- (ア) 管路の複線化
- (イ) 連絡管の整備
- (ウ) その他、処理区の分割などの水位低減対策

重要管路とは、以下にいずれかに該当する管路

- ・ 内径2,000mm以上の管渠
- ・ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた **緊急輸送道路**の下に埋設されている管渠
- ・ 道路法に基づく**重要物流道路**の下に埋設されている管渠
- ・ **軌道**の下に埋設されている管渠
- ・ **河川を横断**する管路



上下水道のリダンダンシー確保のイメージ図
(赤点線枠内は下水道分野の取組)

住宅市街地基盤整備事業の概要

住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏等の地域における住宅宅地事業の推進を図るため、これに関連する公共施設等の整備を行う事業について支援

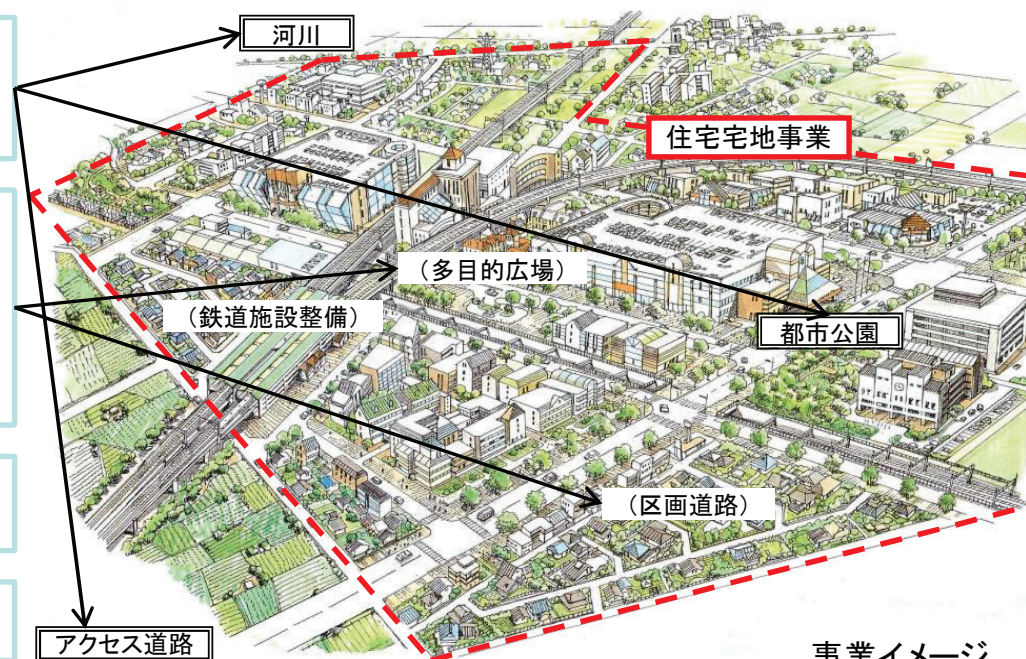
| | 土地有効活用タイプ | 居住環境整備タイプ | 団地再生タイプ |
|------|--------------------------------------|---|---|
| 地域要件 | 重点供給地域 都市再生緊急整備地域等 | 全国のDID地区等における低層住宅密集市街地、市街化区域内農地等の介在地域 等 | 計画的に開発された住宅団地において良好な居住環境の形成を図る旨が計画等に位置付けられた地域 |
| 団地要件 | 公的住宅を含め概ね100戸 又は5ha以上 | 住環境要整備要件を満たし、概ね5年間に100戸又は5ha以上、当面50戸又は2.5ha以上 | 100戸以上の住宅に効果のある住宅ストック改善事業 |
| 対象施設 | 公共施設整備、居住環境基盤施設整備、鉄道施設整備 公共施設用地取得 | | 公共施設整備 居住環境基盤施設整備 |

① 公共施設整備〔通常の国庫補助事業と同じ補助率〕
道路、都市公園、下水道、河川、砂防施設等

② 居住環境基盤施設整備〔4/10〕
※限度額国費160万円／戸（原則）
道路、下水道、多目的広場、公開空地、
防災関連施設 電線類の地下埋設等

③ 鉄道施設整備〔1/2、1/3（間接補助）〕

④ 公共施設用地取得〔1/2〕



住宅市街地総合整備事業（拠点開発型、街なか居住再生型）

社会資本整備総合交付金、
防災・安全交付金の基幹事業

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

拠点開発型の地区要件

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- ・三大都市圏の既成市街地、重点供給地域、県庁所在地、一定の条件を満たす中心市街地等
- ・原則として概ね1ha以上かつ重点整備地区面積の20%以上の拠点の開発を行う区域を含む

街なか居住再生型の地区要件

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上30ha以下（重点供給地域は概ね0.5ha以上30ha以下）
- ・一定の条件を満たす中心市街地
- ・重点整備地区で概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備を行う

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



コミュニティ施設の整備

（集会所、子育て支援施設等）



空き家等の活用

・空き家又は空き建築物の取得（用地費は除く。）、移転、増築、改築等



（交付率：1/3）

良質な住宅の供給

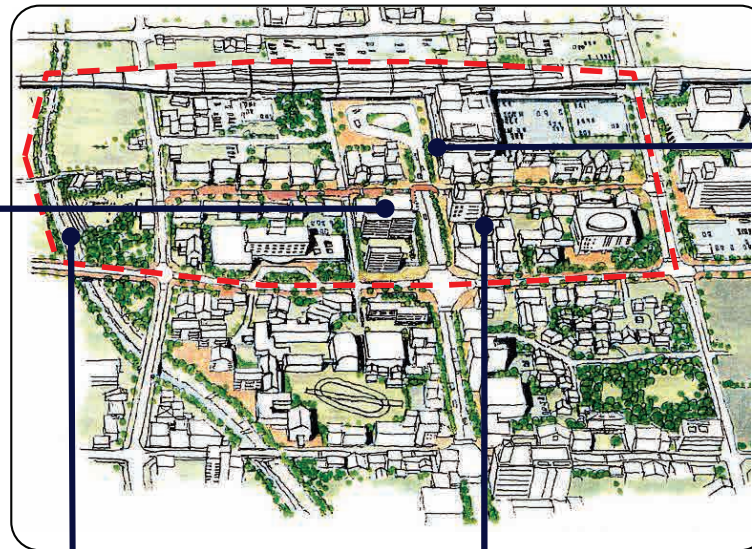
拠点開発地区における
良質な住宅の供給



市街地住宅等整備事業

調査設計計画、土地整備、共同施設整備

（交付率：1/3）



事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備

関連公共施設整備

（交付率：通常事業に準ずる）

受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備

都市再生住宅等整備事業

調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等（交付率：1/3、1/2）

地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための事業制度

【交付対象事業】

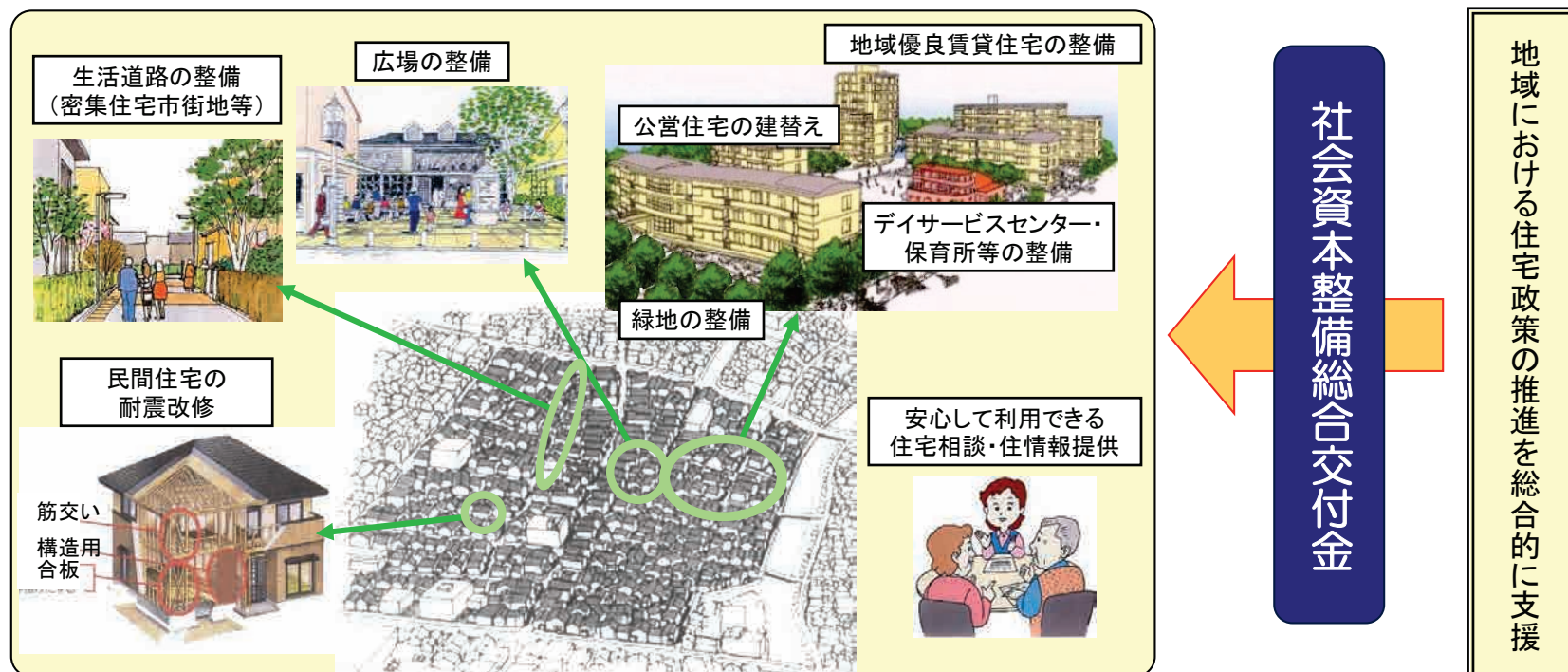
○ 基幹事業：地域住宅計画に基づく事業

公営住宅整備事業、地域優良賃貸住宅整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業、住宅地区改良事業等、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、都心共同住宅供給事業、住宅市街地基盤整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業、住宅・建築物省エネ等改修推進事業、地域住宅政策推進事業（地域住宅特措法に基づく提案事業）

○ 関連社会資本整備事業：基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業、公的賃貸住宅の整備事業

○ 効果促進事業：基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等

【交付金の額】 交付金算定対象事業費の原則50%を助成



住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する

【街なみ環境整備促進区域】

面積1ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域

- ① 接道不良住宅*率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上
*接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう。
- ② 区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
- ③ 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

【街なみ環境整備事業地区】

街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区

協議会の活動の助成

協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等(交付率:1/2)

空家住宅等の除却

空家住宅等の除却

(交付率:1/2)

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等)



公共施設の修景

(道路の美装化、街路灯整備等)

電線地中化



(交付率:1/2)

街なみ景観整備の助成

住宅等の修景

(外観の修景の整備)



景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用

(修理、移設、買取等)



(交付率:1/2、1/3)



社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金(港湾事業)の概要

[社会資本整備総合交付金]
成長力強化や地域活性化等につながる事業を支援する。

○海上物流の効率化等を図るために行う港湾施設の整備



穀物を移出する岸壁(水深5.5m)

水島港
(岸壁の整備)



徳島小松島港
(臨港道路の整備)

○「みなとオアシス」の拠点機能強化やクルーズ船の受け入れのための港湾施設の整備



青森港
(海浜の整備)



金沢港
(緑地・臨港道路の整備)

[防災・安全交付金]
地域住民の命と暮らしを守る事前防災・減災対策の取組や、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組を集中的に支援する。

○南海トラフ地震、首都直下型地震等の大規模地震対策として実施する耐震強化岸壁・臨港 道路等の整備

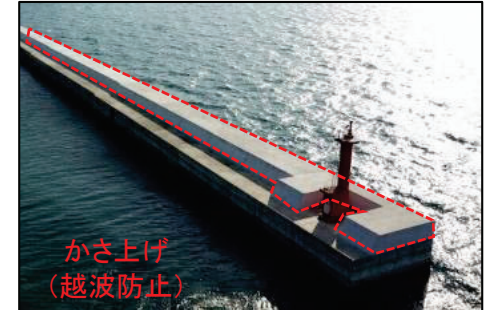


くれ
久礼港
(岸壁の改良)



新居浜港
(橋梁の改良)

○津波対策として実施する津波防波堤及び津波避難施設の整備



ゆあさひろ
湯浅広港
(防波堤の改良)



宮崎港
(津波避難施設の整備)

優良建築物等整備事業の概要

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災拠点の整備等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う。

補助対象

| 型 | タイプ | 概要 | 新築・改修 |
|-----------|----------------|---|-------|
| 優良再開発型 | 共同化タイプ | 住宅等の地権者が敷地の共同化を行い建築物を整備する事業(任意の再開発) | 新築 |
| | 市街地環境形成タイプ | 地区計画・建築協定の区域内で協調的な建築物を整備する事業等 | 新築 |
| | マンション建替タイプ | 区分所有者による老朽化したマンションの建替を行う事業 | 新築 |
| 市街地住宅供給型 | 中心市街地共同住宅供給タイプ | 中心市街地における優良な共同住宅の供給を行う事業 | 新築 |
| 既存ストック再生型 | — | 既存建築物ストックのバリアフリー性能、省エネ性能等の向上のための改修を行う事業 | 改修 |
| 都市再構築型 | 人口密度維持タイプ | まちの拠点となるエリアに医療等の施設を整備する事業 | 新築・改修 |
| | 高齢社会対応タイプ | 駅等に近接した高齢者が交流する施設を整備する事業 | 新築・改修 |
| 複数棟改修型 | — | 一定のエリア内で市街地環境の形成に寄与する改修と併せて行われる複数の建築物ストックの改修を行う事業 | 改修 |

補助要件

■事業要件

- ・ 地区面積が概ね1,000㎡以上
 - ※1・市街地総合再生計画等に係るものは概ね500㎡以上
 - ・一定の要件を満たす場合、複数地区の面積合計が概ね1,000㎡以上
 - ・既存ストック再生型及び都市再構築型の場合は概ね300㎡以上 等
- ・ 一定以上の空地確保、一定の接道要件の確保 等

■補助対象費用

- ①調査設計計画
- ②土地整備(除去費等)
- ③共同施設整備(共用通行部分、空地等の整備)

※2 都市再構築型の場合、上記に加え、一定の用地取得費及び誘導施設にかかる専有部整備費も補助対象となる。

施行者

地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者 等

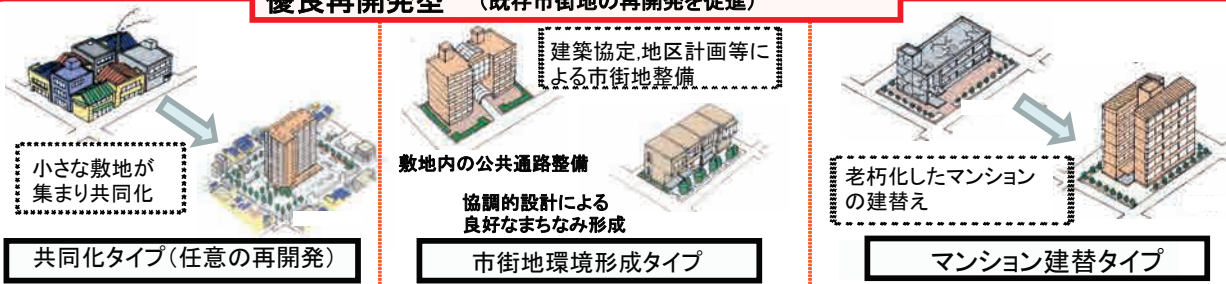
対象地域

三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等、都市開発区域、地方拠点都市地域、中心市街地活性化基本計画区域、都市機能誘導区域内の中心拠点区域又は生活拠点区域 等

補助率

国:1/3、地方:1/3、民間事業者等:1/3 等
 (長期優良住宅の整備を含む場合は、
 国:2/5、地方:2/5、民間事業者等:1/5)

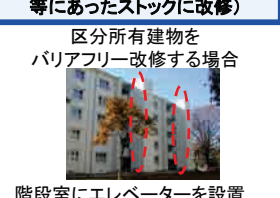
優良再開発型 (既存市街地の再開発を促進)



市街地住宅供給型 (住宅の供給を促進)



既存ストック再生型 (既存ストックを、現在の居住ニーズ等にあつたストックに改修)



都市再構築型 (都市機能の誘導)



複数棟改修型 (一定エリア内における市街地環境の改善)

